

別表第四十二の一号(第 145 条関係)

一般放送(小規模施設特定有線一般放送を除く。)業務承継届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、  
名称及び代表者の氏名。記名  
押印又は署名)

電話番号

一般放送事業者(小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。)の地位を承継したので、  
放送法第 134 条第 2 項の規定により届け出ます。

承継年月日	
被承継者	
承継した一般放送事業者の地位に係る登録年月日及び登録番号(届出一般放送事業者にあつては、一般放送の業務の開始届出年月日)	
放送法第 128 条第 1 号から第 5 号までの該当の有無(登録一般放送事業者に限る。)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	

注 1 放送法第 128 条第 1 号から第 5 号までの該当の有無の欄は、法第 128 条第 1 号から第 5 号までの規定への該当の有無を記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

注 2 備考の欄には、承継に係る事情を記載すること。

注 3 登録一般放送事業者の地位を承継した場合においては、別表第 33 号の別紙(1)及び(5)を添付すること。

注 4 届出一般放送事業者の地位を承継した場合において、承継者が一般放送事業者以外の法人であるときは定款又は寄附行為及び代表権を有する役員の氏名を記載した書面を、承継者が一般放送事業者以外の団体であるときはこれに準じる書類及び代表権を有する役員の氏名を記載した書面を添付すること。

注 5 承継に伴い、再放送について、新たに放送事業者の同意を必要とする場合には、その同意書の写しを添付すること。

注 6 承継に伴い、新たに道路の占有の許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾を必要とする場合には、その承継に係る部分の当該処分又は当該承諾の事実を証する書面の写しを添付すること。

注 7 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。